

就 業 条 件 明 示 書

契 約 No. 1 2 3 4 5

令和 7 年 3 月 20 日

需給 花子 殿

(所在地) 恵庭市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇
 (事業所名) 株式会社〇〇
 (使用者職氏名) 代表取締役 ▲▲ ▲▲

① 次の条件で労働者派遣を行います。

④派遣先事業所の名称及び所在地	(名称) △△株式会社 北海道支店	(所在地) 札幌市中央区××-××	(電話) (011) 〇〇-〇〇〇〇
④就業場所	(名称) △△株式会社 北海道支店 道央工場 (部署) 水産加工開発部新商品開発課	(所在地) 石狩市××-××	(電話) (0133) 〇〇-〇〇〇〇
④組織単位	新商品開発課		
②業務内容	新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成業務 (派遣法施行令第4条第1項第3号に該当)		
③業務に伴う責任の程度	□付与される権限なし ■付与される権限あり〔副リーダー(部下2名、リーダー不在の間における緊急対応が週1回程度あり)〕		
⑥⑫⑬派遣期間 (⑬の場合は⑫⑬の記載不要)	令和7年4月1日から令和7年9月30日 ☆派遣先事業所における期間制限に抵触する最初の日(事業所単位の抵触日) 令和10年4月1日 ☆組織単位における期間制限に抵触する最初の日(個人単位の抵触日) 令和10年4月1日 ★(無期雇用の場合) 無期雇用のため適用なし ※派遣先の事業所における期間制限の抵触日(事業所単位の抵触日)は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日(個人単位の抵触日)は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続きを適正に行っていない場合や派遣労働者の個人単位の期間制限の抵触日を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申し込みみなし制度の対象となる。		
⑥就業日	月・火・水・木・金 (但し、祝日、夏季休暇 8/13～8/16 は除く)		
⑤指揮命令者	(部署) 水産加工開発部新商品開発課	(役職) 新商品開発課第一係長	(氏名) ★★ ★★★
⑭派遣先責任者	(部署) 水産加工開発部新商品開発課 (電話) (0133) 〇〇-××××	(役職) 水産加工開発部新商品開発課長 内線△△△△	(氏名) ◎◎ ◎◎
⑭派遣元責任者	(部署) 派遣事業部	(役職) コーディネーター	(氏名) ●● ●● (電話) (0123) △△-××××
⑦就業時間 (休憩時間)	例) 9時00分から18時00分 (休憩時間12時00分から13時00分までの60分間)		
⑮時間外(休日)労働	1日5時間 月36時間 年360時間 (休日労働 月2日9時から20時までの8時間) ※派遣元36協定の届出の範囲内とする。		
⑧安全及び衛生	派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定する自己に課された責任を負う。		
⑯福利厚生	例) 制服の貸与あり、売店及び駐車場の利用可 ☆便宜供与が図られる内容を具体的に記載すること		

⑨苦情の申出先 処理方法 連携体制	(1) 苦情の申出を受ける者 『申出先』 (乙 派遣元) (部署) (役職) (氏名) (電話) 派遣事業部 派遣事業部長 ※※ ※※ (0123) ××-〇〇〇〇 『申出先』 (甲 派遣先) (部署) (役職) (氏名) (電話) 水産加工開発部 水産加工開発部長 ## ## (0133) ××-△△△△ (2) 苦情処理方法、連携体制等 ①甲における (1) 記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ②乙における (1) 記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞無く通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
⑩労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確保すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 また、当該派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用の維持を図るとともに、休業手当の支払の労働基準法等に基づく責任を果たすこととする。 さらに、やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇するときであっても、労働契約法の規定を遵守することはもとより、少なくとも 30 日前に予告することとし、30 日前に予告しないときは労働基準法第 20 条第 1 項に基づく解雇予告手当を支払うこと、休業させる場合には労働基準法第 26 条に基づく休業手当を支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。
⑪紹介予定派遣に関する事項	(紹介予定派遣に該当する場合は、派遣先が雇用する場合の労働条件等を記載すること)
⑫派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に申し出ること。 (派遣元が職業紹介を行える場合は以下についても記載する) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、手数料として派遣先は派遣元に対して、 支払われた賃金額の●●分の●に該当する額を支払うものとする (ただし手数料表の範囲内とする)。
⑬労働者派遣に関する料金	日額 20,000 円 (又は事業所平均日額 18,000 円) (月額、日額又は時間額で表記する)
備考	⑭※社会保険の加入手続きが完了していない場合は、その理由を記載すること。 ⑮介護休業の代替要員として派遣 ・休業する労働者 ○○ ○○ ・休業する労働者の業務 新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成業務 ・休業の開始：令和 7 年 5 月 1 日 終了予定日：令和 8 年 3 月 31 日

就 業 条 件 明 示 書 (別紙)

契 約 No. 1 2 3 4 5
令和 7 年 3 月 20 日

⑪紹介予定派遣に関する事項 (※紹介予定派遣の場合)

(1) 派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等	
契約期間	期間の定めあり (令和○年○月○日～令和○年△年△日) 契約の更新 有 (●●により判断する) 更新上限 有 (通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回)
業務内容	(雇入れ直後) 新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成 (変更の範囲) ○○事務
試用期間に関する事項	なし ※ (有の場合はその期間を記載。ただし紹介予定派遣により雇い入れた労働者について試用期間を設けることは望ましくない。)
就業場所	(雇入れ直後) △△株式会社 北海道支店 道央工場 水産加工開発部新商品開発課 (〒000-0000 石狩市□□町××-×× 電話 (0133) ○○-○○○○) (変更の範囲) △△株式会社 北海道支店 道東工場 水産加工開発部新商品開発二課 (〒000-0000 釧路市□□町××-×× 電話 (0154) ○○-○○○○)
始業・終業	9 時 00 分から 18 時 00 分
休憩時間	12 時 00 分から 13 時 00 分までの 60 分間
所定時間外労働	有 (1 日 5 時間、月 36 時間、年 360 時間の範囲内)
休日	毎週土、日、祝日、夏季休暇 (8/13～8/16)、年末年始 (12/30～1/7)
賃金	基本賃金：月給 180,000～240,000 円 (毎月 15 日締切、毎月 20 日支払) 通勤手当：通勤定期券代の実費相当 (上限月額 35,000 円) 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 (所定時間外：法定超 25%、休日：法定休日 35%、深夜：25%) 昇給有 (0～3,000 円/月) 賞与有 (年 2 回、計 1 ヶ月分)
社会保険の加入状況	厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険 有
労働者を雇用しようとする者の名称	△△株式会社
就業場所における受動喫煙防止措置	屋内禁煙
(2) その他	
・紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合にはその理由を、派遣労働者に対して書面により明示する。 ・紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合には、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入することとする。	

「就業条件明示書」の記載事項

① 当該労働者派遣をしようとする旨

② 派遣労働者が従事する業務の内容

可能な限り詳細に記載すること。

政令第4条第1項の業務である場合は、日雇派遣が可能な業務であることを契約当事者間で認識を共有するため、当該「号番号」を記載すること。

※日雇派遣が行われないことがあきらかな場合を除く

- i) 無期雇用労働者（a）の労働者派遣に限る場合
- ii) 雇用契約が31日以上の有期雇用労働者（b）の労働者派遣に限る場合
- iii) （a）又は（b）の労働者派遣に限る場合

上記 i ～ iii のいずれかであり、かつその旨が就業条件明示の際に派遣労働者に明示されていること。

③ 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

派遣労働者が従事する業務に伴って行使するものとして付与されている権限の範囲・程度等、派遣労働者が自ら従事する業務に伴う責任の程度について正確に認識ができるよう、より具体的に記載することが望ましい。

④ 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称、所在地その他派遣就業の場所及び組織単位（組織の名称）

⑤ 就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

指揮命令する者の部署、役職及び氏名を記載すること。

⑥ 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

期間については、具体的な労働者派遣の開始の年月日及び終了の年月日を記載すること。

事業所単位の抵触日が延長された場合は速やかに派遣労働者に明示すること。

就業する日については、具体的な曜日又は日を指定すること。

シフト制により就業日が定まらない場合はその旨（例：「別添シフト表による」）を記載し、労働者派遣期間分のシフト表を添付すること。

⑦ 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

シフト制により就業日が定まらない場合はその旨（例：「別添シフト表による」）を記載し、労働者派遣期間分のシフト表を添付すること。

⑧ 安全及び衛生に関する事項

派遣労働者が業務遂行するに当たっての安全・衛生を確保するための必要事項を記載すること。

⑨ 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

派遣元事業主及び派遣先は、派遣労働者の苦情の申出を受ける者（氏名の他、部署、役職、電話番号を記載）、苦情処理する方法、連携のための体制等を記載すること。

⑩ 派遣労働者の新たな就業機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

⑪ 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項（別紙参照）

- ・ 紹介予定派遣であること
- ・ 予定される従事すべき業務内容及び労働条件等
- ・ 派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、派遣労働者の求めに応じ、その理由を書面の交付等の方法により派遣労働者に明示する旨
- ・ 雇用する場合に、年次有給休暇及び退職金の取り扱いについて、労働者派遣期間を含めて算入する場合はその旨
- ・ 労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨

⑫ 派遣労働者個人単位の期間制限に抵触する最初の日（期間制限のない派遣に該当する場合はその旨）、派遣先が派遣期間の制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合には、労働契約の申込みをしたとみなされることとなる旨記載すること。

労働契約申込みみなし制度が適用される場合は、厚生労働省が公表しているリーフレット等により明示することが望ましい。

⑬ 派遣先の事業所単位の期間制限に抵触する最初の日（期間制限のない派遣に該当する場合はその旨）、派遣先が派遣期間の制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合には、労働契約の申込みをしたとみなされることとなる旨記載すること。

労働契約申込みみなし制度が適用される場合は、厚生労働省が公表しているリーフレット等により明示することが望ましい。抵触日が延長された場合は速やかに派遣労働者に明示すること。

⑭ 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項

役職、氏名及び連絡方法を記載すること。

派遣労働者の業務内容が製造業務である場合には、製造業務専門派遣元（先）責任者である旨も記載すること。

⑮ 労働者派遣の役務の提供を受ける者が⑥の派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができ、又は⑦の派遣就業する日の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数

⑯ 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項

便宜供与が図られる内容を具体的に記載すること。

法 40 条第 3 項の規定に基づき利用機会を付与しなければならない給食施設、休憩室及び更衣室以外について記載すること。

⑰ 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

⑱ 健康保険被保険者資格取得届等の書類が行政機関に提出されていない場合は、その理由

⑲ 派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣に関する事項

該当する場合に記載すること。

○有期プロジェクトの業務について労働者派遣を行うときは、

- ・法第 40 条の 2 第 1 項第 3 号イに該当する旨

○日数限定業務について労働者派遣を行うときは、

- ・法第 40 条の 2 第 1 項第 3 号ロに該当する旨
- ・当該派遣先においてその業務が 1 ヶ月間に行われる日数
- ・当該派遣先の通常の労働者の 1 ヶ月間の所定労働日数

○育児休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行うときは、

- ・派遣先において休業する労働者の氏名、業務、休業の開始及び終了の予定日

○介護休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行うときは、

- ・派遣先において休業する労働者の氏名、業務、休業の開始及び終了の予定日

⑳ 労働者派遣に関する料金の額（別途、明示でも可）

今回の労働者派遣契約に関する派遣料金額もしくは事業所の労働者派遣料金の平均額を記載すること。

- 協定対象派遣労働者の場合は、「労働者派遣をしようとするときの明示」を就業条件明示書に組み込んで明示することもかまわない

表 題 ～「就業条件明示書兼労働者派遣をしようとするときの明示（法第 31 条の 2 第 3 項）」

項 目

協定対象者であるか否か

☐ 協定対象派遣労働者ではない

☒ 協定対象派遣労働者である（当該協定の有効期間の終了日：令和 8 年 3 月 31 日）